

三木市記者発表資料 (令和4年2月1日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 生活環境課	課長 西本正仁 (内線 2380)	空き家対策係	0794-82-2000 (内線 2381)

タイトル
三木市・兵庫県司法書士会 「空家等適正管理事業に関する協定」を締結
内容
<p>空家等の相続が発生した後、相続登記や住所変更登記が行われず、登記名義人等が更新されないことにより、所有者等が特定できない状況になることで、空家問題の解消に支障をきたす事例が多く発生しています。</p> <p>こうした所有者不明の空家及び土地は、所有者等の特定に専門的な知識が必要となることから、市職員だけでは問題を解決するまでに時間がかかる又は解決が困難なケースがあります。</p> <p>このことから、三木市は兵庫県司法書士会と「空家等適正管理事業に関する協定」を締結し、所有者が特定できない空家をはじめとした空家等対策にかかる諸問題の解決に向けて、協力体制を構築します。</p>
1 協定調印式
(1) 日 時 2月7日(月) 午後2時～2時30分
(2) 場 所 三木市役所 4階市長応接室
(3) 協定締結先 兵庫県司法書士会
(4) 出席予定者 三木市
(敬称略) 市長 仲田 一彦
市民生活部長 安福 昇治
兵庫県司法書士会
会長 鈴木 浩巳
副会長 高田 宏二
常任理事(広報部部長) 山崎 由起子
2 協定書 別紙協定書のとおり
セールスポイント
<p>本協定によって、専門的な知識が必要とされる業務について、同会の司法書士から助言及び協力等を受けられるようになるほか、空家等の所有者又は相続人等を対象としたセミナーや相談会の開催に当たり、会員の派遣を要請できるようになります。</p> <p>法制に専門知識を持つ兵庫県司法書士会と連携し、市内の空家問題を早期に解決することにより、安心・安全なまちづくりの推進を図ってまいります。</p>